

## 佐渡ジオパークガイド協会運営規則

### (事務局)

- ・本会の事業運営のための事務局は「佐渡ジオパーク推進協議会事務局」内におく

### (会費)

- ・入会金は必要としない
- ・本会の会員は毎年度初めに 2,000 円を一年間の会費として納める
- ・年度途中で脱会しても本会は会費の返還をしない
- ・2年連続して年会費を納めない会員については、役員会に諮り承認後、退会となる。

### (会員名簿)

- ・本会は会員全員の氏名・住所・連絡方法などを記載した「会員登録名簿」を保管する
- ・顧問は会員に準じ、会員名簿に記載・登録する
- ・その他関係機関など本会のパートナーシップ構成台帳を必要に応じ作成し、会員登録名簿と共に保管する

### (事業)

- ・事業を行った場合、本会は顧客より金員を受け取る
- ・料金の領収書は本会が発行する
- ・受け取った料金は、すみやかに本会指定の口座に納入する
- ・ガイド事業は顧客とともに徒歩にて実施する
- ・やむを得ない場合は、顧客が用意し事故補償が確立された乗り物を利用する  
(ガイドが車を自己調達し使用してはならない＝運送法に抵触)  
(自転車の場合は観光協会・ホテルなどのレンタルシステムを利用する)
- ・上記を実行する場合は、利用交通機関の費用、及びガイドがスタート地点に戻るために必要な交通費が顧客の負担となることを明確に示し了解を得て実施する
- ・ガイド料金の計算は、顧客5名以下／60分以内（集合から解散まで）を1単位とし、1単位あたり 1,500 円を基本料金と定める
- ・60分を超える場合は、一単位あたり 1,000 円を加算し徴収する
- ・安全管理の観点からガイド一名が担当できる人数は原則として 10 名以内と定める
- ・ジオパークの普及のために「佐渡市内在住住民で組織する地域団体」からの要請があった場合、並びに「当ガイド協会の広報的価値が認められる要請」（報道企画番組等）については、役員会で協議のうえ特別料金を設定して、ガイドを実施することができる

- ・ガイドを実施する場合、ガイドは認定証を携行し本会が定める服装で臨むことと定める  
(ジャンパー、帽子、会員証、その他必要なものは本会が支給または指定する)

(安全対策)

- ・ガイドを開始する前に「防災管理マニュアル」に則りチェックを行う
- ・ガイドを実行するに当たって必要な安全装備については本会が準備する

(ガイド料取扱基準)

- ・ガイド実施者は、顧客から受け取ったガイド料総額を協会の指定口座に入金する
- ・会計は、ガイド実施者が入金したガイド料から協会費 500 円をひいたガイド料をガイド実施者に支払う
- ・ガイド料金は個人別に実施単位数をまとめ実施者に支払う
- ・ガイド終了後スタート地点に戻るまでの交通費は顧客負担を原則とし、その実費をガイドは顧客から受け取ることができる

以上

附 則

この運営規則は平成 25 年 6 月 16 日より適用する

附 則

この運営規則は平成 29 年 1 月 16 日より適用する